

令和8年度福島県公債管理特別会計予算

令和8年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,907,582千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		588,653
	1 財 産 運 用 収 入	588,653
2 繰 入 金		49,518,929
	1 一 般 会 計 繰 入 金	29,230,276
	2 基 金 繰 入 金	20,288,653
3 県 債		34,800,000
	1 県 債	34,800,000
歳 入	合 計	84,907,582

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		84,907,582
	1 公 債 費	84,907,582
歳 出 合 計		84,907,582

令和8年度福島県土地取得事業特別会計予算

令和8年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,307,485千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,657,484
	1 財 産 運 用 収 入	7,484
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,307,485

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 基 金 管 理 費		7,485
	1 基 金 管 理 費	7,485
2 土 地 取 得 事 業 費		1,650,000
	1 公 共 用 地 取 得 事 業 費	1,650,000
3 繰 出 金		1,650,000
	1 基 金 繰 出 金	1,650,000
歳 出 合 計		3,307,485

令和8年度福島県国民健康保険特別会計予算

令和8年度福島県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ163,825,094千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		41,241,497
	1 負 担 金	41,241,497
2 国 庫 支 出 金		45,926,160
	1 国 庫 負 担 金	28,512,737
	2 国 庫 補 助 金	17,413,423
4 前 期 高 齢 者 交 付 金		62,799,744
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	62,799,744
5 共 同 事 業 交 付 金		311,733
	1 共 同 事 業 交 付 金	311,733
6 財 産 収 入		24,971
	1 財 産 運 用 収 入	24,971
7 繰 入 金		12,471,315
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,291,315

款	項	金 額
	2 基 金 繰 入 金	2,180,000
8 繰 越 金		853,750
	1 繰 越 金	853,750
9 諸 収 入		195,924
	4 雑 入	195,924
歳 入 合 計		163,825,094

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		101,791
	1 総 務 管 理 費	86,243
	2 運 営 協 議 会 費	495
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	15,053
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		127,409,600
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	127,409,600
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		24,301,962
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	24,301,962
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		36,866
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	36,866
5 介 護 納 付 金		6,920,300
	1 介 護 納 付 金	6,920,300
6 病 床 転 換 支 援 金 等		476
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	476

款	項	金 額
7 共 同 事 業 拠 出 金		385,131
	1 共 同 事 業 拠 出 金	385,131
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		180,000
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	180,000
9 保 健 事 業 費		160,214
	1 保 健 事 業 費	160,214
10 基 金 積 立 金		24,971
	1 基 金 積 立 金	24,971
12 諸 支 出 金		1,049,423
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,049,423
14 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
15 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金		2,254,360
	1 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金	2,254,360
歳 出 合 計		163,825,094

令和8年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和8年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,375千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,184
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,184
2 繰 越 金		10,160
	1 繰 越 金	10,160
3 諸 収 入		44,031
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	43,917
	3 雑 入	113
歳 入 合 計		59,375

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		59,375
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	59,375
歳 出 合 計		59,375

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	令和 9 年 度 か ら 令和 10 年 度 ま で	114

令和8年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

令和8年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ738,651千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 繰越金		4,343
	1 繰越金	4,343
3 諸収入		734,308
	1 預金利息	250
	2 貸付金元利収入	734,058
歳入合計		738,651

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		734,058
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	734,058
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		4,593
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	4,593
歳 出 合 計		738,651

令和8年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

令和8年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,793千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			244
	1 繰入金	金	3
	2 繰越金	金	160
	3 諸収入	入	81
2 業務勘定収入			1,308
	2 繰越金	金	153
	3 諸収入	入	1,155
3 就農支援資金貸付勘定収入			241
	3 諸収入	入	241
歳 入 合 計			1,793

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		1,793
	1 貸 付 勘 定	244
	2 業 務 勘 定	1,308
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	241
歳 出 合 計		1,793

令和8年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

令和8年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,170千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		154,553
	1 繰越金	137,156
	2 諸収入	17,397
2 業務勘定収入		2,617
	1 繰入金	591
	2 繰越金	2,024
	3 諸収入	2
歳 入 合 計		157,170

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		157,170
	1 貸付勘定	154,553
	2 業務勘定	2,617
歳 出 合 計		157,170

令和8年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和8年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金		1
	2 繰越金		78,999
2 業務勘定収入			912
	1 繰入金		210
	2 繰越金		700
	3 諸収入		2
歳 入 合 計			79,912

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		79,912
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	912
歳 出 合 計		79,912

令和8年度福島県港湾整備事業特別会計予算

令和8年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,748,340千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		2
	1 負 担 金	2
2 使 用 料 及 び 手 数 料		540,037
	1 使 用 料	540,037
3 財 産 収 入		862,529
	1 財 産 売 払 収 入	1
	2 財 産 運 用 収 入	862,528
4 繰 入 金		3,064,067
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,064,067
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		304
	1 雑 入	304

款	項	金額
7 県債		1,281,400
	1 県債	1,281,400
歳入合計		5,748,340

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費		4,765,257
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,998,980
	2 荷 役 機 械 整 備 費	1,673,674
	3 上 屋 管 理 運 営 費	37,415
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	55,188
2 相馬港港湾整備事業費		941,513
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	859,984
	2 上 屋 管 理 運 営 費	17,576
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	5,317
	4 荷 役 機 械 整 備 費	58,636
3 中之作港港湾整備事業費		1,570
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	1,570
4 翁島港港湾整備事業費		40,000
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	40,000

款	項	金 額
歲	出 合 計	5,748,340

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	839,800	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	427,100			
荷 役 機 械 建 造 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	14,500			
計	1,281,400			

令和8年度福島県証紙収入整理特別会計予算

令和8年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,584,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		2,559,203
	1 証 紙 収 入	2,559,203
2 繰 越 金		25,095
	1 繰 越 金	25,095
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		2,584,299

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		2,549,136
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,549,136
2 諸 支 出 金		5,163
	1 証 紙 買 戻 金	5,163
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		2,584,299

令和 8 年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ394,501千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		5,404
	1 財 産 運 用 収 入	5,404
3 繰 入 金		149,463
	1 一 般 会 計 繰 入 金	85,399
	2 基 金 繰 入 金	64,064
4 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
5 諸 収 入		239,630
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	239,531
	3 雑 入	98
歳 入 合 計		394,501

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 奨学資金貸付事業費		394,501
	1 奨学資金貸付事業費	394,501
歳 出 合 計		394,501

令和8年度福島県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度福島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 年間総処理水量  | 58,097,255立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 159,171立方メートル    |
| (3) 流域関連市町村数 | 13市町村            |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の管渠費9,900千円、下水処理場費16,400千円、資産減耗費62,600千円の財源に充てるため、企業債88,900千円を借り入れる。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	9,322,622千円
第1項 営業収益	4,700,710千円
第2項 営業外収益	4,292,001千円
第3項 特別利益	329,911千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	9,417,335千円
---------------	-------------

第1項 営業費用	8,894,657千円
第2項 営業外費用	192,767千円
第3項 特別損失	329,911千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額957千円は、過年度分損益勘定留保資金957千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,632,729千円
第1項 企業債	343,100千円
第2項 補助金	783,400千円
第3項 繰入金	897,248千円
第4項 負担金	608,981千円

支 出

第1款 資本的支出	2,633,686千円
第1項 建設改良費	1,408,810千円
第2項 固定資産購入費	7,660千円
第3項 企業債償還金	1,217,214千円
第4項 国庫補助金返還金	1千円
第5項 還付金及び返納金	1千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道（県北及び県中処理区）維持管理業務の委託	令和8年度から 令和9年度まで	1,731,000千円
流域下水道（白河市及び西郷村）維持管理業務の委託	令和8年度から 令和11年度まで	273,000千円
流域下水道（県北、県中、二本松及び田村処理区）維持管理業務の委託	令和8年度から 令和13年度まで	8,041,000千円
水管橋撤去業務（県北処理区）	令和9年度	285,000千円
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和9年度	490,000千円
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和9年度	70,000千円
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和9年度	30,000千円
流域下水道整備工事（県中処理区）	令和9年度	101,000千円
流域下水道整備工事（二本松処理区）	令和9年度	150,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	343,100千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格	年10%以内 (ただし、 利率見直し	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償

			は、知事が定める。	方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		
管 渠 費	9,900千円		同	上	同 上
下 水 処 理 場 費	16,400千円		同	上	同 上
資 産 減 耗 費	62,600千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から10年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間

(2) 建設改良費と固定資産購入費との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

224,820千円

令和8年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 給 水 件 数       | 63件               |
| (2) 年 間 総 給 水 量   | 312,165,140立方メートル |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 855,247立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	3,761,101千円
第1項 営 業 収 益	3,597,910千円
第2項 営 業 外 収 益	163,185千円
第3項 特 別 利 益	6千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	3,342,326千円
第1項 営 業 費 用	3,213,236千円

第2項 営業外費用 128,872千円

第3項 特別損失 218千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,340,350千円は、過年度分損益勘定留保資金1,340,350千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,305,006千円

第1項 企業債 1,290,000千円

第2項 国庫支出金 1千円

第5項 工事負担金 15,001千円

第6項 固定資産売却代金 2千円

第7項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 2,645,356千円

第1項 建設改良費 1,763,302千円

第2項 企業債等償還金 882,053千円

第3項 国庫補助金等精算金 1千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
いわき事業所給水業務費（いわき事業所給水業務委託）	令和 9 年 度	300,862千円
配水給水施設維持修繕事業費（沼部水管橋塗装）	令和 9 年 度	61,302千円
原水浄水施設維持修繕事業費（導入事業者選定業務）	令和 9 年 度	45,000千円
工業用水道施設改良費（スマートメーター設置工事）	令和 9 年 度	25,920千円
工業用水道施設改良費（テレメータ設備改良工事（大剣・鹿島））	令和 9 年 度	80,000千円
工業用水道施設改良費（常磐ポンプ設備更新工事）	令和9年度から 令和11年度まで	517,459千円
工業用水道施設改良費（常磐ポンプ管理棟等電気設備更新工事）	令和9年度から 令和11年度まで	737,860千円
工業用水道施設改良費（テレメータ設備改良工事（沼部・山田））	令和 9 年 度	143,000千円
工業用水道施設改良費（光ケーブル敷設用管路新設工事）	令和 9 年 度	20,606千円
工業用水道施設改良費（テレメータ設備改良工事（小名浜・泉中央））	令和 9 年 度	56,751千円
工業用水道施設改良費（除塵機改良工事）	令和 9 年 度	146,000千円
工業用水道施設改良費（相馬工業用水道改良事業（量水器更新工事））	令和 9 年 度	6,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設改良費	1,290,000千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金 政府資金その他		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 307,774千円 |
| (2) 交際費   | 200千円     |

(3) 児 童 手 当 2,320千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、20,703千円と定める。

令和8年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		435床
一 般 病 床		283床
精 神 病 床		148床
感 染 症 病 床		4床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年 間 患 者 数	47,744人
	1 日 平 均 患 者 数	131人
外 来 患 者	年 間 患 者 数	102,372人
	1 日 平 均 患 者 数	415人
(3) 建 設 改 良 事 業		2,728,431千円
既 設 病 院 整 備		18,973千円
資 産 購 入		336,535千円
雑 支 出		1千円

県立病院新改築事業

2,372,922千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	10,289,392千円
第1項 医業収益	2,985,000千円
第2項 医業外収益	7,303,740千円
第3項 特別利益	652千円

支 出

第1款 病院事業費用	10,459,012千円
第1項 医業費用	10,244,691千円
第2項 医業外費用	149,002千円
第3項 特別損失	65,319千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	3,608,028千円
第1項 企業債	1,260,700千円
第2項 負担金	829,929千円

第3項 補助金	1,264,717千円
第4項 県立病院施設整備基金繰入金	153,075千円
第5項 雑収入	99,607千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,608,028千円
第1項 建設改良費	2,728,431千円
第2項 企業債償還金	822,491千円
第3項 貸付金	39,000千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	18,106千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	2,544,990千円	令和8年度	1,013,198千円
		宮下病院整備事業		令和9年度	1,531,792千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
こころの杜事業用公用車リース	令和9年度から令和12年度まで	8,948千円
宮下病院患者送迎用公用車リース	令和9年度から令和12年度まで	3,488千円

宮下病院移転計画策定及び物品移転業務	令和9年度から令和10年度まで	25,652千円
南会津病院訪問看護事業等用公用車リース	令和9年度から令和12年度まで	2,800千円
こころの杜 電子カルテシステム導入	令和9年度から令和12年度まで	485,563千円
宮下病院 電子カルテシステム導入	令和9年度から令和12年度まで	246,526千円
南会津病院庁舎・付属棟外壁等改修工事	令和9年度	60,227千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
既設病院整備費	18,900千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
		2 借入資金		
資産購入費	281,300千円	同	上	同
県立病院新築事業費	960,500千円	同	上	同

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,950,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,832,472千円

(2) 交際費 1,030千円

(他会計からの補助金)

第11条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、858,839千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、558,863千円と定める。